

平成30年

第1回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年1月10日

前橋市農業委員会

平成30年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年1月10日 午後3時27分
- ・閉会日時 平成30年1月10日 午後4時30分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（22名）

1 番 下田 将文	2 番 市花 宏之	3 番 矢端 晴美	4 番 奥野 和子
5 番 松島 敏男	6 番 大島 俊典	7 番 田島 悦夫	8 番 星野 和幸
9 番 小堀 清	10 番 木村 謙	11 番 関根 由彦	12 番 澁澤 聖一
13 番 坂庭 常男	14 番 北爪 きよ子	16 番 井上 隆	17 番 萩原 秀治郎
18 番 深町 富士雄	19 番 岡田 重雄	20 番 須田 一男	21 番 石村 利夫
22 番 江原 弘	24 番 堀越 恒弘		

・欠席委員（2名）

15 番 青木 朱美 23 番 関口 喜弘

・事務局出席者

事務局長 吉井 一夫	補佐 篠崎 誠	補佐 齋藤 孝朗	副主幹 深澤 直純
副主幹 高山 幸治	主任 篠崎 菜穂子	主任 根岸 広和	主任 富澤 和則
主事 高橋 保好	臨時職員 宮田 厚子		

・付議事件

- （1）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第2号 農地法の規定による許可の取消しについて（4条）
- （3）議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第4号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- （5）議案第5号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （6）議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （7）議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）平成29年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査について
- （2）新規就農者の集いの開催について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- （6）新規就農者アンケートの取りまとめ結果について
- （7）新規就農者の把握について

吉井局長	それでは、これより平成30年第1回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、15番 青木 朱美委員、23番 関口 喜弘委員の2名であります。従いまして在任委員24名中、22名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長	◇（挨拶）
吉井局長	会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。
議長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、平成30年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。16番 井上隆委員、17番 萩原 秀治郎委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第1号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いします。なお、整理番号8番、9番については、須田委員が該当しますので、須田委員の退室をお願いします。
深澤副主幹	それでは、初めに整理番号8番、9番について、事務局の説明を求めます。 ◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） なお整理番号8番、9番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号8番、9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇（挙手） 全員賛成でありますので、議案第1号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号8番、9番を許可とすることに決定いたします。
深澤副主幹	それでは、須田委員の入室を許可します。 次に、整理番号1番から7番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。 ◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号3番、農地法施行令第2条第1項第1号の不許可の例外に該当。なお整理番号1番から7番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。
議長 10番委員 深澤副主幹	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 整理番号3、栽培の具体的な計画は。 栽培につきましては、種苗会社の協力（機械類も含め）を得て、色々な作物の作付けを行ないます。生産目的でなく教育の場として農業を活用したいとの事です。
議長 深澤副主幹	具体的な作物はわかりますか。 多品目にわたり、ジャガイモ、サツマイモ、落花生、南瓜、トウモロコシ、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン、ハウレン草、小松菜、大根等を計画しています。
議長 深澤副主幹	収穫したものはどうしますか。 売る予定は無く、学校にて処理します。
議長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から7番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）

議 長	全員賛成でありますので、議案第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 7 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 2 号・農地法の規定による許可の取消し 4 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇（議案書、地目、面積、取消理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
9 番委員 （2 班班長）	現地案内図 4 条の取消 1 番をご覧ください。申請地は上毛電鉄粕川駅から南西へ約 80m に位置し周囲を宅地に囲まれた第 3 種農地です。申請人の都合により今後も転用計画を実行できないとの事です。現地はアブラナが植わっており畑と確認され、調査班としては許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 2 号・農地法の規定による許可の取消し 4 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第 3 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番から 5 番は農地法第 4 条第 6 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 5 番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 3 号・農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 5 番までを許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 4 号・農地法の規定による許可の取消し 5 条許可について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇（議案書、地目、面積、転用目的、取消理由を朗読、説明） なお、整理番号 1 番については現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
9 番委員 （2 班班長）	現地案内図 5 条の取消 1 番をご覧ください。申請地は市立滝窪小学校から北西へ約 400m に位置し、周囲は、北側は宅地、東側と南側は農地、西側は市道を挟んで農地、小集団農地の辺縁部に位置する第 2 種農地です。賃貸借契約が解除になったための申請です。申請地には、牧草が作られており農地と確認され、調査班としては許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問等をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とする

	ことに賛成に方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４号・農地法の規定による許可の取消し５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第５号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹 議 長	◇（議案書、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第５号・農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第６号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から２９番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
高山副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） 整理番号１８、開発未了のため保留。なお整理番号１番から１７番、１９番から２９番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。
議 長	なお、整理番号９番から１２番、２２番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
９番委員 （２班班長）	現地案内図５条９番をご覧ください。申請地は市立原小学校から南側に約１ｋｍに位置し、周囲は、北側は市道を挟んで農地と宅地、東側と南側は宅地、西側は市道を挟んで農地、都市計画区域の用途指定地区に近接し、宅地化が進む第２種農地です。申請人は不動産業を営んでおり、住宅に適地のため建売分譲をしたいとの事です。面接には代表者と行政書士が来られました。現在、主な事業は不動産業（建売分譲）で、従業員６名、年間１５件程度、年間売上は約４億円です。申請地には４棟建設予定、周りが宅地と市道で、土砂等の埋め立ても無く、塀かフェンスを作り、安全を計るなど周辺対策も行うとのことです。調査班としては許可相当と判断いたしました。 現地案内図５条の１０番、１１番、１２番（譲渡人、譲受人が同一、隣接）をご覧ください。申請地はぐんまフラワーパークから北西に約１.１ｋｍに位置し周囲は、北側は雑種地と国道３５３号線、東側は農地と山林、南側は農地と原野、西側は山林、小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請人は関連会社で産業廃棄物処理場事業・自動車関連事業・再生可能エネルギー関連事業等を行なっている法人です。面接には代表者と代理人が来られました。既存の太陽光発電施設は１００箇所・１万５千ｋｗ。今回の施設は５０ｋｗ、低圧発電と２ヶ所となるそうです。周囲には高さ１.２ｍのフェンスを設置するとのことです。露天資材置場（平成２７年度許可）が国道３５３号線を挟んで北側にもありますので、整合性を質問、１月１０日までに計画書の提出をお願いします、事務局に提出され、合理性があると確認されたので、調査班としては、許可相当と判断いたしました。 現地案内図５条２２番をご覧ください。申請地は市立第７中学校から約１５０ｍに位置し周囲は、北側と東側は農地、南側は市道を挟んで宅地、西側は主要地方道前橋玉村線で集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請法人は旅客運送道路運送法第３条第１号イに規定する一般乗合自動車運送業を営んでおり前橋市に関しては５路線を運行、今後新日赤病院の移転に伴い現在のＪＡ亀里ビルまでの路線を新日赤病院経由で前橋駅まで延長し、住民サービスの向上を考えています。現在の箕郷バスセンターでは対応しきれず前橋市内

に新たな営業所を建設したく申請。面接には会社側代表2人と行政書士が来られました。営業所2ヶ所、従業員250名、バス75台、年間売上約25億円。新日赤病院にお客様を送迎するため、前橋駅から新日赤病院の新路線の開設。事務所等の建物の高さが約7.5mになりますので、北側農地の日影になるべくならない様、南にずらし建設するとのこと。七中が近いので、登校者の安全にも考慮するとのことから調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問等をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号18番を保留とし、整理番号1番から17番、整理番号19番から29番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第6号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号18番を保留とし、整理番号1番から17番、整理番号19番から29番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第7号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任 ◇（議案書、土地の現況、受けた土地の利用目的、筆数、面積、関係農家数を説明：農業振興係）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第7号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定については、原案を決定いたします。

次に、協議事項1・平成29年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎主任 ◇（資料説明：農業振興係）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。平成29年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項1・平成29年度農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定いたします。

次に、協議事項2・新規就農者の集いの開催について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高橋主事 ◇（開催要領案の説明：農業振興係）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。新規就農者の集いの開催について、原案のとおり開催することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項２・新規就農者の集いの開催については、原案のとおり開催いたします。

次に、２０ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

○法第４条の届出書の受理状況 １７件

○法第５条の届出書の受理状況 ２７件

○法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 １３件

○現況証明交付状況 ２件

報告事項（５）は、１２月総会において許可とした法第４条、第５条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（６）新規就農者アンケートの取りまとめ結果について、事務局より報告を求めます。

高橋主事

◇（資料説明：農業振興係）

議 長

ただいまの報告について、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

次に、報告事項（７）新規就農者の把握について、事務局より報告を求めます。

高橋主事

◇（資料説明：農業振興係）

議 長

ただいまの報告について、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会午後４時３０分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年1月10日

議 長

署名人

署名人